平成２２年（フ）第３６９５号
大阪市西成区天下茶屋１丁目４番19号
債務者　綾戸　　実
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７００号
大阪市淀川区十八条２丁目18番110号
債務者　前橋　克則
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７７１号
大阪市西区本田２丁目１番３―704号
債務者　芦原　顕一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８６４号
大阪府豊中市中桜塚２丁目27番８―316号
債務者　**橋**本　公志
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１５号
大阪市東成区東中本３丁目７番22号メゾンソレイユ402号
債務者　佐々木郁子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１５号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目５番23号　ルビーベル東鴻池901号
債務者　谷本　　仁
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３２号
大阪市大正区泉尾７丁目13番２―1109号
債務者　生松　　博
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８７号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目１番12号
債務者　日高　孝典
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２５６号
大阪府高槻市富田町４丁目１番13―306号
債務者　田畑　正和
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９０号
大阪府茨木市西田中町７番６号の７
債務者　山田　幸子（旧姓網代）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２６号
大阪市淀川区新北野１丁目11番23―1101号
債務者　堀井　静香（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４３号
大阪府豊中市長興寺北２丁目６番26号
債務者　生田美佐江
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３５３号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目６番８―301号
債務者　釜田　文平
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８７号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目８番４号　稲田第２　107号
債務者　水元　成樹
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３６号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番８―204号
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３８号
大阪市住吉区我孫子東２丁目５番７号　野口ハイツ306号
債務者　高嶺　朝正
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４２号
大阪市淀川区東三国２丁目９番19―308号
債務者　鷹井　貞夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部